

ID: 3100

担当部署: 経済観光部 農林水産課

処分の概要	措置の命令		
法令名称 根拠条項	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 第22条第1項		
法令番号	平成14年法律第88号		
【基準】 法第22条第1項の規定による。 (登録を受けた者に対する措置命令等) 第22条 都道府県知事は、第19条第1項の規定に違反して登録を受けないで対象狩猟鳥獣以外の鳥獣の飼養をした者に対し、当該違反に係る鳥獣を解放することその他の必要な措置をとるべきことを命ずることができる。 長門市有害鳥獣捕獲実施要領による			
備考			
設定年月日	平成 27 年 5 月 29 日	最終変更年月日	年 月 日